

由利本荘市災害復旧救済措置要綱

平成22年4月1日

改正 平成29年3月31日

改正 令和4年3月31日

改正 令和6年7月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時の復旧に関して、公的災害復旧事業及び由利本荘市林業災害復旧事業費単独補助金交付要綱（平成17年由利本荘市）に該当しない場合で、更に被害が拡大するおそれがあり、緊急に応急対策が必要と認められるときの救済措置に関し定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 住家 土砂の流出等により、日常生活に支障があると認められるとき。
- (2) 非住家 土砂の流出等により、建物が破損し、使用が困難と認められるとき。
- (3) 宅地 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）が適用された災害において、土砂の流出等により、日常生活に支障があると認められるとき。

(助成対象額)

第3条 助成対象額は、災害原因の土砂の除去等に係る経費で、かつ、領収書等において確認できる額とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条の経費の3分の1以内で30万円を限度とし、市長が定める額とする。

2 法の適用を受けた災害による場合は、前条の経費の2分の1以内で60万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 被害状況及び完了後の写真
- (2) 経費の領収書
- (3) その他必要と認められる書類

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、令和9年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年7月24日から適用する。

令和 年 月 日

由利本荘市長 様

申請者 住所

氏名

助 成 金 交 付 申 請 書

令和 年 月 日に発生した、_____災害により、被害が拡大するおそれがあることから、応急対策の復旧事業を実施しましたので、助成くださるよう由利本荘市災害復旧救済措置要綱第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 復旧事業名
- 2 助成対象額 円
- 3 助成申請額 円
- 4 復旧事業等の目的及び内容

※ 添付書類

- 被害状況及び完了後の写真
 - 経費の領収書
 - その他必要と認められる書類
- ()